指定通所リハビリテーションの運営規程

第1条 医療法人愛生会が開設する愛生記念病院が実施する指定通所リハビリテーション の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 愛生会外山病院が実施する指定通所リハビリテーションの従事者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
 - 2 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し計画を行う。
 - 3 指定通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健 医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村と 共に連携し、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 5 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

- 第4条 指定通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
 - (1) 名称 デイケアセンター愛生
 - (2) 所在地 熊本県人吉市南泉田町89番地

(従業員の職種・員数及び職務内容)

- 第5条 指定通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする
 - (1) 医師 1名(兼務) 医師は、指定通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとと もに、指定通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。
 - (2) 専従する従業者

① 理学療法士又は作業療法士 1名以上

② 看護師又は准看護師 1名以上

③ 介護職員 3名以上

④ 管理栄養士 1名(兼務)

専従する従業者は、指定通所リハビリテーションを提供する。

(営業日・営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 デイケアセンター愛生1階 月曜日から土曜日(祝・祭日も含む) デイケアセンター愛生4階 月曜、火曜、水曜、金曜(祝・祭日も含む) 但し、12月31日から1月2日を除く。

② 営業時間

デイケアセンター愛生1階 午前8時30分から午後5時30分 デイケアセンター愛生4階 午前9時30から11時30分 午後14時から16時

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

- 第7条 指定通所リハビリテーションの利用定員
 - ①デイケアセンター愛生1階は、1単位40人とする。
 - ②デイケアセンター愛生4階は午前と午後の2単位とし、1単位各10人とする。午前と午後とで別の利用者に対してリハビリテーションを提供する。

(指定通所リハビリテーションの内容)

- 第8条 実施する指定通所リハビリテーションは、次の通りとする。
 - ① 1時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーション
 - ② 居宅と指定通所リハビリテーション間の送迎
 - ③ 指定通所リハビリテーションにおける入浴介助
 - ④ 指定通所リハビリテーションにおける特別入浴介助
 - ⑤ 指定通所リハビリテーションは、医学管理のもとで、要介護者に対する心身の機能 回復のため、医師等従業者が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき 下記(1)を目的とし、(2)の訓練を行う。
 - (1)目的
 - ① ADLの低下防止
 - ② QOLの維持向上
 - ③ ねたきり防止
 - ④ 社会性の維持向上
 - ⑤ 精神状態の改善
 - ⑥ その他利用者の状態の改善
 - (2)訓練等

- ① 治療用ゲーム・手工芸用具を使った趣味的訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適用·使用訓練
- ④ 運動療法
- ⑤ 物理療法
- ⑥ 歩行訓練·基本的動作訓練

(通常の事業の実施範囲)

第9条 人吉市及び球磨一円

(利用料その他費用額)

- 第10条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所リハビリテーションが、 法定代理受領サービスである時は、その1割とする。ただし、平成27年8月より一定以上の所得がある第1号被保険者の利用者負担は2割となり、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担者を3割とする。
 - 2 食事代 一日 580円(おやつ含む)*おやつのみ 一日 100円
 - 3 日常生活でかかる費用の徴収が必要となった場合、その都度利用者又はその家族に 説明し同意を得たものに限り徴収する。
 - 4 おむつ等にかかる費用の徴収が必要となった場合、その都度利用者又はその家族に 説明し同意を得たものに限り徴収する。
 - 5 作業療法等で材料費の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に 説明し同意を得たものに限り徴収する。
 - 6 利用料の引き落としにかかる事務手数料は利用者の負担とする。その際利用者・家族に必ず同意を得ることとする。
 - 7 利用者の希望によって上記2~6の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族 に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受け る。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービス利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者申込者の同意を得る。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生 じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を行い、対 応する。

(非常災害対策)

- 第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常対策を行う。
 - (1) 防火管理者は、事業所管理者を当て、火元責任者には事業所看護師を当てる。
 - (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主に点検を行う。
 - (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛 消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
 - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

- 第14条 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との 雇用契約の内容とする。
 - 4 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。
 - 5 事業所の設備及び備品等について、衛生的管理を行う。
 - 6 利用者にサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、 当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、主治医に連絡し、 対応してもらう等必要な措置を講ずる。
 - 7 利用者に対し、賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行う。
 - 8 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は愛生記念病院が定めるものとする。
 - 9 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者に対する通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待の防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。
 - ① 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - ③ 上記措置を適切に実施するための担当者(管理者)を置く。
 - ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知 徹底を図る。

(衛生管理等)

- 第16条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び 医療器具の管理を適正に行うものとする。
 - 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6 月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所リハビ リテーションの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の 業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業 務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要 な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画 の変更を行うものとする。
- (付則) この規程は平成15年8月1日から施行する。

介護予防については平成18年4月1日から施行する。

介護予防については平成22年9月1日を持って廃止とする。

利用時間9時間以上の延長サービス提供は平成26年11月1日を持って中止とする。

- 第10条1項 2割負担については平成27年8月から施行する。
- 第10条2項については平成30年5月1日より変更する。
- 第10条1項 3割負担については平成30年8月1日から施行する。
- 第6条、第7条、第8条1項①については平成31年4月15日より変更する。
- 第14条9項については平成31年4月15日に追加記載する。
- 第1条 病院の名称は令和1年5月1日より変更する。
- 第10条2項については令和1年10月1日より変更する。

- 第3条4項、5項については令和3年4月1日より追加する。
- 第15条については令和3年4月1日より追加する。
- 第15条④については令和6年4月1日より追加する。
- 第16条、第17条については令和6年4月1日から施行する。